

令和3年8月26日

(県野連 5号)

関係各位

一般財団法人静岡県野球連盟

会 長 戸野谷 宏

専務理事 小 柳 智 司

少年委員長 山 下 兼 生

緊急事態措置に伴う活動中止期限延長について

標記の件について、本県において、新型コロナウイルス感染症が爆発的に拡大しているため、緊急事態措置を実施する区域となりました。

つきましては、8月10日（県野連3号「学童投球数及びまん延防止等重点措置の対応について」）でご通知しました活動禁止期間を、下記の通り延長いたしますので、各支部役員、チームに徹底を図るようお願い申し上げます。

なお、選手及び役員の皆様の安全確保を最優先に考えておりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い致します。

記

1. 延長期限 9月12日まで

- ①学童・・・チーム活動の禁止（練習、練習試合、大会）
- ②社会人・・・練習試合での県外遠征等の自粛（所属企業、所属地自治体、所属支部の決定事項に従う）
- ③期間中の開催大会について
 - ・期間内に開催される上位大会等（県大会、東海大会、全国大会等）の出場チームは大会要項、大会注意事項、開催者ガイドラインを厳守して参加のこと。

2. その他（注意事項）

- ①「緊急事態措置」期間が延長された場合は、対応を継続する場合があります。